

海老名市教育委員会

(令和4年 2月 定例会議事日程)

日時 令和4年2月9日(水)

午後2時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

教育長報告

- 日程第 1 報告第 2 号 海老名市スクールライフサポート実施要綱の一部改正について
- 日程第 2 報告第 3 号 海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱の一部改正について
- 日程第 3 議案第 2 号 令和4年度ひびきあう教育実践委託事業費に係る「特色ある取組加算額」について

海老名市教育委員会

令和3年度 2月定例会



◇教育長報告

1 主な事業報告

- | | |
|----------|--|
| 1月21日(金) | 教育委員会1月定例会 |
| 24日(月) | 教育部分散勤務開始(～2月13日)
教職員・学童支援員等ワクチン接種開始(～31日)
いじめ問題対策連絡協議会(書面開催)
教科書事務担当者会(書面開催) |
| 25日(火) | 最高経営会議
セラピー犬の活用について業者と面会
海老名青年会議所新年式典(ライブ配信) |
| 26日(水) | 週部会 |
| 27日(木) | びなマルシェ
全国都市教育長連合会理事会(オンライン)
新型コロナウイルス感染症市教委・学校対策会議 |
| 28日(金) | 市長定例記者会見
新型コロナウイルス感染症対策本部会議
合格祈願豆腐贈呈セレモニー(海西中学校)
ひびきあう教育研究発表大会(中新田小学校) |
| 29日(土) | 上星小学校創立50周年記念式典
海老名市中学校総合文化祭展示部門(中止) |
| 30日(日) | 新春はやし叩き初め大会(中止) |
| 31日(月) | 保護司候補者検討協議会(書面開催) |





- 2月 1日（火） 朝のあいさつ運動（中止）
学校予算編成調整会議
2月校長会議
令和4年度採用予定教職員面接
- 2日（水） 県教職員人材確保・育成推進協議会（オンライン）
令和4年度採用予定教職員面接
週部会
- 3日（木） 特学親の会（中止）
新型コロナウイルス感染症対策本部会議
ひびきあう教育研究発表大会（海西中学校）
海老名警察署管内学校警察連絡協議会（書面開催）
教育課題研究会
教育相談コーディネーター担当者会（延期）
- 4日（金） 令和4年度採用予定教職員面接
ひびきあう教育研究発表大会（門沢橋小学校）
県央管内教育長会議
- 5日（土） 災害対策本部訓練（中止）
- 7日（月） 学校ICT活用推進委員会（オンライン）
- 8日（火） 学校応援団説明会（書面開催）
雪の情報連絡会
よりよい授業づくり学校訪問特別版（上星小学校）
- 9日（水） 教育委員会2月定例会
2月教頭会議
雪の情報連絡会
県・市町村教育委員会教育長会議（書面開催）
週部会





2 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症に対応して、丸2年となるところです。

2年間で、6つの感染拡大の波があり、その都度、その状況を分析して、文部科学省や県教育委員会の対処方針等に沿って、海老名市立小中学校の感染防止対策のガイドラインを策定・改訂して、取り組んできているところです。

取組にあたっては、教育委員会と学校が、この間、29回の対策会議を開催して、対応策を協議し、共通理解を図り、保護者の理解と協力を得て進めているところです。

海老名市教育委員会の感染防止対策の基本的な考え方は、

『子どもたちや教職員・学校関係者等の命と健康を守ることを大前提に、子どもたちの学びを保障するために、感染症防止対策を徹底して、学校教育活動を行う。』

というものです。

「学び」の中には、教科等の学習だけでなく、学校行事や学校生活そのものも含まれているところです。

これは、2年前の年度をまたいだ3月から5月の3か月の全国一斉の学校臨時休業をふまえ、基本的な考え方としたところです。

この考え方により、コロナ禍であっても、小中学校の修学旅行、運動会・体育祭については、感染症対策を徹底して実施したところです。

今年度は、運動会・体育祭は、実施できましたが、修学旅行については、第5波の影響により2月から3月に延期した小学校2校、中学校2校が実施できていない状況であり、実施の条件として、「まん延防止等重点措置」の解除を示しているところであり、今月末での宣言の解除を、強く望むところです。

私としては、未実施の4校の修学旅行が、今の一番の懸念事項であり、万が一、実施できない場合でも、校長が、担任が、子どもたちと充分に話し合い、代替となる取組をともに考え、実施してほしいと願うところです。

さて、1月中旬から、感染拡大の第6波として、オミクロン株の影響により、全国的に急激な感染拡大が進んでいる状況であり、現時点でも、その感染拡大が続いているところです。

また、オミクロン株の特性により、これまでになく子どもの感染が広がっていて、1月の子どもたちの新規感染者数は、185人で、これまで最多の第5波の8月（夏季休業中）の感染者数の5倍近くになっているところです。

そのため、学校内での子どもどうしの感染拡大を防ぐために、現在は、毎日、学校から報告される陽性者数、濃厚接触者数、体調不良者数を分析して、ある意味、積極的に、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖の措置を実施しているところです。

閉鎖中の子どもたちへの学びの保障については、小学校低学年においては、閉鎖前に学習課題を提示して保管し、小学校3年生以上では、配備されているひとり1台端末を家庭に持ち帰り、それを活用した学習課題の提示やオンライン事業を実施しているところです。

各学校では、この2年間の基本的な感染防止対策の徹底・継続により、学校内での新しい生活様式による対応は、十分にできているところであり、この先を見据えて、3月、4月のために、引き続き、感染防止対策を徹底して、学校教育活動を進めるしかない状態です。

そして、私としては、3月の卒業式・修了式、4月の新年度新学期の始業式・入学式を、子どもたちの成長のステップとして、子どもたちひとりひとりが、しっかりと味わうことができる環境を整えたいと、ただただ、思うところです。

新型コロナウイルス感染症に対応して、もうすぐ3年目に入ります。

私としては、これからも、どのような状況であろうと「子どもたちの学びを保障する」という基本的な考え方に、常に立ち返りながら、感染防止対策に取り組んでいきたいと考えているところです。



以上です。

報告第2号

海老名市スクールライフサポート実施要綱の一部改正について

海老名市スクールライフサポート実施要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和4年2月9日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

保護者の経済的な負担軽減を図ることを目的として、支給費目「オンライン学習通信費」を新設するため、海老名市スクールライフサポート実施要綱の一部改正を行ったため

海老名市スクールライフサポート実施要綱の一部改正について

1 趣旨

海老名市スクールライフサポート（就学援助）制度について、保護者の経済的な負担軽減を図ることを目的として、支給費目「オンライン学習通信費」を新設するため、標記要綱の一部改正を行ったことから、報告する。

2 対象

教育支援課で行う海老名市教育用 Wi-Fi ルーター（以下「ルーター」という。）の貸出しを受けている、海老名市スクールライフサポート制度の認定者（保護者）

3 改正内容

別表（本則第3条に規定）に「オンライン学習通信費」を新設し、備考に※10として説明を追加

《援助額の設定について》

年額 11,880 円（月額 990 円）を上限額とし、ルーターの貸出しを受けている児童生徒の保護者に対して、ルーター 1 台につき、月額に通信契約月を乗じた額を支給する。なお、上限額は、市がスクールライフサポート認定者に推奨している、通信契約にかかる月額費用（月額 990 円／データ容量 3GB）を基に設定した。

【参考】国の制度である要保護児童生徒援助費補助金におけるオンライン学習通信費の令和3年度予算単価は、年額 12,000 円である。（別添「資料1」参照）

※別紙「新旧対照表」のとおり

5 施行期日

令和4年1月1日施行として遡及適用

6 経過及びスケジュール

令和4年1月19日 政策会議 了承

1月25日 最高経営会議 決定

2月9日 定例教育委員会 報告

※今後、学期ごとの援助費を学期末に支給する。

※令和3年度については、3学期分を3月末に支給予定

令和3年度要保護児童生徒援助費補助金予算単価等一覧

区分	予算単価 (円)
1 学用品費	
小	11,630
中	22,730
2 通学用品費（第1学年を除く）	
小	2,270
中	2,270
3 校外活動費	
(1) 宿泊を伴わないもの	
小	1,600
中	2,310
(2) 宿泊を伴うもの	
小	3,690
中	6,210
4 体育実技用具費	
小 スキー	26,500
スケート	11,810
中 柔 道	7,650
剣 道	52,900
スキー	38,030
スケート	11,810
5 新入学児童生徒学用品費等	
小	51,060
中	60,000
6 クラブ活動費	
小	2,760
中	30,150
7 生徒会費	
小	4,650
中	5,550
8 PTA会費	
小	3,450
中	4,260
9 卒業アルバム代等	
小	11,000
中	8,800
10 オンライン学習通信費	
小	12,000
中	12,000
11 通学費	
小	40,020
中	80,880
12 修学旅行費	
小	22,690
中	60,910

区分	標準単価 (円)	国庫補助 限度単価 (円)
1 学用品購入費等（※1）		
小	126,740	63,370
中	202,600	101,300
◆新入学児童生徒学用品費等の入学前支給と標準単価の考え方 1. 小学校入学前に新入学児童生徒学用品費等を支給した場合 ・入学前の年度の予算単価は、51,060円となる。 ・小学校1年生時の標準単価は、75,680円（126,740円-51,060円）となる。 2. 中学校入学前に新入学児童生徒学用品費等を支給した場合 ・小学校6年時の標準単価は、135,680円（126,740円-51,060円+60,000円）となる。 ・中学1年生時の標準単価は、193,660円（202,600円+51,060円-60,000円）となる。		
2 通学費	—	※2
小	—	※2
中	—	※2
3 修学旅行費	—	※3
小	—	※3
中	—	※3

※1 学用品費購入費等の標準単価は、予算単価における色つきセルの単価の合算額である。

※2 通学費については、市町村が支給した通学費の2分の1の額が国庫補助限度単価である。

※3 修学旅行費については、市町村が支給した修学旅行費における児童生徒一人あたりの平均支給額の2分の1の額が、国庫補助限度単価である。

新	旧
海老名市スクールライフサポート実施要綱（案） 第1条、第2条 略 第3条 援助の費目及び援助額は別表のとおりとする。 2 援助の費目のうち学用品費、通学用品費及び新入学児童生徒学用品費等については、年度当初に第5条第1項の規定により支給の認定を受けた者（以下「認定者」という。）のみを支給対象とする。 3 前項の規定に関わらず、就学予定者については教育委員会の指定する期日までに支給の認定を受けたものを支給対象とする。 4 援助の費目のうち通学費については、施行令第8条に規定する指定学校変更及び区域外就学を教育委員会が認めた者には支給しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合には支給することができる。 第4条～第10条 略 附 則 この要綱は、<u>令和4年1月1日から施行する。</u> 《平成29年4月1日・制定》 《平成30年1月1日・一部改正》 《平成31年1月1日・一部改正》 《平成31年2月1日・一部改正》 《令和元年10月1日・施行 平成31年4月1日・適用》 《令和3年4月1日・一部改正》 <u>《令和3年7月1日・一部改正》</u>	海老名市スクールライフサポート実施要綱 第1条、第2条 略 第3条 援助の費目及び援助額は別表のとおりとする。 2 援助の費目のうち学用品費、通学用品費及び新入学児童生徒学用品費等については、年度当初に第5条第1項の規定により支給の認定を受けた者（以下「認定者」という。）のみを支給対象とする。 3 前項の規定に関わらず、就学予定者については教育委員会の指定する期日までに支給の認定を受けたものを支給対象とする。 4 援助の費目のうち通学費については、施行令第8条に規定する指定学校変更及び区域外就学を教育委員会が認めた者には支給しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合には支給することができる。 第4条～第10条 略 附 則 この要綱は、<u>令和3年7月1日から施行する。</u> 《平成29年4月1日・制定》 《平成30年1月1日・一部改正》 《平成31年1月1日・一部改正》 《平成31年2月1日・一部改正》 《令和元年10月1日・施行 平成31年4月1日・適用》 《令和3年4月1日・一部改正》

別表

援助費目及び援助額				
費目	援助額			
	小学校		中学校	
学用品費 ※1	1年生※2	2,630 円	1年生※2	7,730 円
	2年～6年	11,630 円	2年・3年	22,730 円
通学用品費※3	2年～6年	2,270 円	2年・3年	2,270 円
新入学児童生徒学用品費等 ※4	就学予定者※5	51,440 円	1年生※6	64,800 円
	1年生※6			
	6年生※7	64,800 円		
校外活動費（宿泊なし）※8	1,600 円		2,310 円	
校外活動費（宿泊あり）※8	3,690 円		6,210 円	
修学旅行費※8	21,890 円		60,910 円	
修学旅行積立費※8	—		60,910 円	
通学費	実費額		実費額	
学校給食費 ※中学校給食弁当代含む	実費額		実費額	
オンライン学習通信費※10	11,880 円（月額990 円）		11,880 円（月額990 円）	

備考
別表中の用語については、次のとおりとする。

※1 通常必要とする学用品（児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品）の購入費とする。

※2 認定者のうち、区域外就学を教育委員会が認めた者については、当該金額に小学校1年生は9,000円、中学校1年生は15,000円を加えた額とする。

※3 通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等)の購入費とする。

※4 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等）の購入費とする。

※5 就学予定者は、新入学児童生徒学用品費等のみを支給対象とする。

※6 前年度において、新入学児童生徒学用品費等の支給を受けている場合には支給しない。

※7 当該年度の1月時点における認定者に対し支給する。

※8 校外活動費（宿泊なし）、校外活動費（宿泊あり）は、上記金額を上限額とし、修学旅行費及び修学旅行積立費については、その合算額として 60,910 円を上限とする。

※9 修学旅行費は、他の扶助費や補助金等により、当該費用が既に支給されている場合は、その支給額分を除く。

※10 オンライン学習通信費は、上記金額を上限額とし、海老名市教育用Wi-Fi ルータ

別表

援助費目及び援助額

費目	援助額			
	小学校		中学校	
学用品費 ※1	1年生※2	2,630 円	1年生※2	7,730 円
	2年～6年	11,630 円	2年・3年	22,730 円
通学用品費※3	2年～6年	2,270 円	2年・3年	2,270 円
新入学児童生徒学用品費等 ※4	就学予定者※5	51,440 円	1年生※6	64,800 円
	1年生※6			
	6年生※7	64,800 円		
校外活動費（宿泊なし）※8	1,600 円		2,310 円	
校外活動費（宿泊あり）※8	3,690 円		6,210 円	
修学旅行費※8	21,890 円		60,910 円	
修学旅行積立費※8	—		60,910 円	
通学費	実費額		実費額	
学校給食費 ※中学校給食弁当代含む	実費額		実費額	
(新設)				

備考
別表中の用語については、次のとおりとする。

※1 通常必要とする学用品（児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品）の購入費とする。

※2 認定者のうち、区域外就学を教育委員会が認めた者については、当該金額に小学校1年生は9,000円、中学校1年生は15,000円を加えた額とする。

※3 通常必要とする通学用品(通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等)の購入費とする。

※4 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等）の購入費とする。

※5 就学予定者は、新入学児童生徒学用品費等のみを支給対象とする。

※6 前年度において、新入学児童生徒学用品費等の支給を受けている場合には支給しない。

※7 当該年度の1月時点における認定者に対し支給する。

※8 校外活動費（宿泊なし）、校外活動費（宿泊あり）は、上記金額を上限額とし、修学旅行費及び修学旅行積立費については、その合算額として 60,910 円を上限とする。

※9 修学旅行費は、他の扶助費や補助金等により、当該費用が既に支給されている場合は、その支給額分を除く。

一の貸出しを受けている児童生徒の保護者に対して、ルーター1台につき、月額に通信契約月を乗じた額を支給する。

海老名市スクールライフサポート実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学することが困難と認められる児童、生徒及び就学予定者の保護者に対し、スクールライフサポートとして就学に必要な援助費（以下「援助費」という。）を支給することについて必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 この要綱による援助費の支給の対象者（以下「対象者」という。）は、海老名市内に居住し、海老名市立小学校及び海老名市立中学校に在学する児童生徒（以下「児童生徒」という。）及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第5条第1項の規定により翌学年の初めから海老名市立小学校に就学する予定の者（以下「就学予定者」という。）の保護者（施行令第9条第1項に規定する区域外就学（以下「区域外就学」という。）を海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が許可した者を含む。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 申請する年度において、次のいずれかに該当する者。ただし、申請時において、次の事由の当該年度の決定がなされていない場合には、前年度の各事由の決定をもって該当する者とする。

ア 生活保護法第26条に基づき保護の停止又は廃止となった者（世帯員の増加による保護の停止又は廃止を除く。）

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づき市町村民税非課税の者

ウ 地方税法第323条に基づき市町村民税が減免されている者

エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づき国民年金の保険料が減免されている者

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づき国民健康保険料が減免又は徴収猶予となっている者又は地方税法第717条の規定により国

民健康保険税が減免されている者若しくは地方税法第 15 条第 1 項の規定により国民健康保険税にかかる徴収猶予を受けている者

カ 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条に基づき児童扶養手当の支給を受けている者

キ 日雇労働被保険者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

（2） 申請する年度の前年における世帯の所得が、生活保護法による海老名市の申請する年度の前年度における保護の基準に基づき算定した年間の最低生活費の 1.4 倍以下の者

（3） 前号の規定にかかわらず、教育委員会は、世帯の所得が著しく減少したことにより、申請する年度の前年所得金額を用いて適否を決定することが適切でないと認められるときは、当該世帯の申請時点における所得状況により適否を決定する。

（援助の費目及び援助額）

第 3 条 援助の費目及び援助額は別表のとおりとする。

2 援助の費目のうち学用品費、通学用品費及び新入学児童生徒学用品費等については、年度当初に第 5 条第 1 項の規定により支給の認定を受けた者（以下「認定者」という。）のみを支給対象とする。

3 前項の規定に関わらず、就学予定者については教育委員会の指定する期日までに支給の認定を受けたものを支給対象とする。

4 援助の費目のうち通学費については、施行令第 8 条に規定する指定学校変更及び区域外就学を教育委員会が認めた者には支給しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合には支給することができる。

（申請）

第 4 条 援助費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市スクールライフサポート申請書（第 1 号様式）（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて所属学校長（以下「校長」という。）を経由して教育委員会に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定に関わらず、就学予定者に係る新入学用品費等の支給を受けようとするときは、教育委員会に直接申請しなければならない。

3 申請者は、教育委員会が指定する日までに第4条第1項の規定による申請をしなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(支給認定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは支給認定の可否を決定する。

2 前項の規定により支給の認定をしたときは、海老名市スクールライフサポート認定通知書（第2号様式）により校長を経由して認定者に通知するものとする。この場合において、就学予定者に係る新入学用品費等の支給を認定したときは、認定者に直接通知するものとする。

(支給の手續)

第6条 教育委員会は、認定者の指定する口座への振込又は校長を経由した認定者への金銭給付によって援助費を支給する。

2 教育委員会は、支給内容を認定者及び校長に対し通知する。

3 認定者は、校長を経由した金銭給付を希望する場合は、あらかじめ校長に対する委任状を教育委員会に提出しなければならない。

4 金銭給付の場合は、校長は領収書を作成し、認定者の受領を証明しなければならない。

(援助費の再支給)

第7条 援助費の再支給は行わない。ただし、災害等やむを得ない理由があると教育委員会が認める場合は、必要の範囲内で再支給することができる。

(変更の届出等)

第8条 認定者は、第4条1項の規定により申請した内容に変更が生じた場合には、速やかにその旨を校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。この場合において、就学予定者に係る新入学用品費等の支給を受けた者は、教育委員会に直

接届け出なければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による届出を受けたときは、スクールライフサポートの継続について再審査の可否を判断するものとする。この場合において、再審査が必要と判断したときは、認定者に再審査に必要な書類の提出を求めることができる。
- (取消し及び返還)

第9条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽又は不正があったとき。
- (2) 援助費を本来の目的以外に使用したとき。

- 2 市長は、前項の規定により援助費の支給認定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に援助費が支給されているときは、その返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、援助費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

《平成29年4月1日・制定》

《平成30年1月1日・一部改正》

《平成31年1月1日・一部改正》

《平成31年2月1日・一部改正》

《令和元年10月1日・施行 平成31年4月1日・適用》

《令和3年4月1日・一部改正》

《令和3年7月1日・一部改正》

別表

援助費目及び援助額

費目	援助額			
	小学校		中学校	
学用品費 ※1	1年生※2	2,630円	1年生※2	7,730円
	2年～6年	11,630円	2年・3年	22,730円
通学用品費※3	2年～6年	2,270円	2年・3年	2,270円
新入学児童生徒学用品費等 ※4	就学予定者※5	51,440円	1年生※6	64,800円
	1年生※6			
	6年生※7	64,800円		
校外活動費（宿泊なし）※8	1,600円		2,310円	
校外活動費（宿泊あり）※8	3,690円		6,210円	
修学旅行費※8	21,890円		60,910円	
修学旅行積立費※8	—		60,910円	
通学費	実費額		実費額	
学校給食費 ※中学校給食弁当代含む	実費額		実費額	
オンライン学習通信費※10	11,880円(月額990円)		11,880円(月額990円)	

備考

別表中の用語については、次のとおりとする。

- ※1 通常必要とする学用品（児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品）の購入費とする。
- ※2 認定者のうち、区域外就学を教育委員会が認めた者については、当該金額に小学校1年生は9,000円、中学校1年生は15,000円を加えた額とする。
- ※3 通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等）の購入費とする。
- ※4 新入学児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさ、上履、帽子等）の購入費とする。
- ※5 就学予定者は、新入学児童生徒学用品費等のみを支給対象とする。
- ※6 前年度において、新入学児童生徒学用品費等の支給を受けている場合には支給しない。
- ※7 当該年度の1月時点における認定者に対し支給する。
- ※8 校外活動費（宿泊なし）、校外活動費（宿泊あり）、上記金額を上限額とし、修学旅行費及び修学旅行積立費については、その合算額として60,300円を上限とする。
- ※9 修学旅行費は、他の扶助費や補助金等により、当該費用が既に支給されている場合は、その支給額分を除く。
- ※10 オンライン学習通信費は、上記金額を上限額とし、海老名市教育用Wi-Fiルーターの貸出しを受けている児童生徒の保護者に対して、ルーター1台につき、月額に通信契約月を乗じた額を支給する。

報告第3号

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱の
一部改正について

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱の一部改正について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

令和4年2月9日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤 文 康

報告理由

放課後児童クラブで働く職員の処遇改善を目的として、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を補助項目として新たに追加するため、海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱の一部改正を行ったため

海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱の一部改正について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症への対策を講じながら、事業を続けている放課後児童クラブで働く職員の処遇改善を目的として、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提に、令和４年２月から収入を３％程度引き上げるための措置を実施するため、海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱の一部改正を行ったことから、報告する。

2 改正内容

別表６を新設し、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業を補助項目として新たに追加する。

3 補助内容

（１）対象者

放課後児童クラブに勤務する職員（支援員・補助員、常勤・非常勤を問わない）

ただし、経営に携わる法人の役員である職員を除く

（２）補助額

常勤職員１人当たり１１,０００円（月額９,０００円＋社会保険料等２,０００円）

（３）適用日

令和４年２月１日以降

4 補助額

補助基準額（１１,０００円）×賃金改善対象者数×事業実施月数

5 施行期日

令和４年２月１日

6 経過及びスケジュール

令和４年１月１９日 政策会議

１月２１日 定例教育委員会 事前報告（係報告）

１月２５日 最高経営会議 決定（文書決裁）

２月１日 施行

２月９日 定例教育委員会 報告

新	旧
海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱	海老名市児童健全育成対策（放課後児童クラブ）事業補助金交付要綱
第1条から第3条（略）	第1条から第3条（略）
第4条 補助金の額は、条例に定める支援の単位ごとに、別表1から別表6までに定める基準により算定するものとする。	第4条 補助金の額は、条例に定める支援の単位ごとに、別表1から別表5までに定める基準により算定するものとする。
2 年度の途中において事業の開始又は終了をする場合の補助金の額は、別表2に定める基準により算定するものを除き、事業開始月又は終了月を含む月割りとし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。	2 年度の途中において事業の開始又は終了をする場合の補助金の額は、別表2に定める基準により算定するものを除き、事業開始月又は終了月を含む月割りとし、100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。
第5条から第15条（略）	第5条から第15条（略）
附 則 （施行期日）	附 則 （施行期日）
この要綱は、令和4年2月1日から施行する。	1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
《令和元年8月1日・一部改正》 《令和2年4月1日・一部改正》 《令和3年4月1日・一部改正》 <u>《令和3年7月1日・一部改正》</u>	《令和元年8月1日・一部改正》 《令和2年4月1日・一部改正》 《令和3年4月1日・一部改正》
別表1から別表5（略）	別表1から別表5（略）

別表 6（第 4 条関係）

項目	内容	補助金額
放課後 児童支 援員等 処遇改 善臨時 特例事 業	放課後児童支援員等処 遇改善臨時特例事業の 実施に必要な経費に対 する補助	1 支援の単位ごとに次式によ り算出した額の合計額 11, 000円 × 賃金改善対象者数 （※） × 事業実施月数 ※「賃金改善対象者数」とは、 賃金改善を行う常勤職員数に、 1 箇月当たりの勤務時間数を 就業規則等で定めた常勤の 1 箇月当たりの勤務時間数で除 した非常勤職員数（常勤換算） を加えたものをいう。なお、「賃 金改善対象者数」については令 和 4 年 2 月 1 日現在で放課後 児童クラブに勤務している職 員（経営に携わる法人の役員で ある職員を除く。）により算出 する。ただし、3 月以降に新規 採用等により、賃金改善対象者 数の増加が見込まれる場合に は、適宜賃金対象者数に反映 し、算出する。

（新設）

議案第 2 号

令和 4 年度ひびきあう教育実践委託事業費に係る「特色ある取組加算額」について

別紙のとおり、令和 4 年度ひびきあう教育実践委託事業費に係る「特色ある取組加算額」について、議決を求める。

令和 4 年 2 月 9 日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊 藤 文 康

提案理由

令和 4 年度ひびきあう教育実践委託事業費に係る「特色ある取組加算額」について、市立小中学校各校の配分額を決定したいため

